

避難確保計画（火山編）作成ガイド

【火口周辺の単独施設版】

（案）



令和 3 年 3 月
内閣府（防災担当）

目 次

●本書全体の構成	2
----------	---

【準備編】

1. 資料の準備	4
2. 火山現象の確認	4
3. 火口位置の確認	5
4. 影響を受ける火山現象の確認	5
5. 防災対応の必要なタイミングの確認	6
6. 避難先・避難経路の確認	7
7. 防災情報の伝達ルートの確認	7
8. 計画の前提となる状況を確認	8
9. 相談窓口の確認	9

【作成編】

単独施設版

1. 計画の目的	11
2. 当施設の位置	12
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	13
4. 防災体制	14
5. 情報伝達及び避難誘導	
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	17
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	20
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	23
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	27
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	29

<本書全体の構成>

本書は、「準備編」と「作成編」から構成されています。

準備編を1～9と順を追って確認しましょう。作成編はステップ1～8の順に作成していくと、全体を理解しやすくなります（確認・作成を終えたところからチェックを入れましょう。作成の進み具合を確認しやすくなります）。

なお、避難確保計画は地区内の複数施設が一体となって1つの計画を作成することも可能です。施設の置かれた状況から、防災体制の実効性を高めるうえで地区一体として作成したい場合、市町村の担当窓口へ相談しましょう。

準備編

1. 資料の準備
2. 火山現象の確認
3. 火口位置の確認
4. 影響を受ける火山現象の確認
5. 防災対応の必要なタイミングの確認
6. 避難先・避難経路の確認
7. 防災情報の伝達ルートの確認
8. 計画の前提となる状況を確認
9. 相談窓口の確認

作成編



作成したらチェック

ステップ1 避難確保計画の目的を確認しよう！

☐

ステップ2 火山における施設の位置を確認しよう！

☐

2. 施設の位置

ステップ3 計画の対象を確認しよう！

☐

3. 避難確保計画の対象とする人数及び範囲

ステップ4 防災体制を整えよう！

☐

ステップ5 災害対応の役割分担を決めよう！

☐

4. 防災体制

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！

☐

5. 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制が無い中で、突発的に噴火した場合

ステップ7 いざというときのために必要な備えをしよう！

☐

ステップ8 火山防災に関する教育や訓練を計画しよう！

☐

【準備編】

【準備編のご利用にあたり】

- 1 本準備編には、ひな形を用いて避難確保計画を作成するにあたり、必要となる資料を用いた確認事項等を記載しています。
- 2 本準備編に記載された内容の他、さらに詳しいことを知りたい場合は、令和3年3月に内閣府（防災担当）が作成した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第2版）」をご参照ください。
- 3 火山ごとに、また施設ごとに影響を受ける火山現象は異なります。このため、施設・地区それぞれが、火山や施設・地区の特性を踏まえて必要な対応を考えることが重要です。
- 4 本準備編は、避難促進施設において、標準的な火山の状況や防災対応を示しています。そのため、火山の特徴や施設の種別によって、防災対応等が変わることがあるので、市町村に確認しましょう。

1. 資料の準備

✓ 必要な資料を準備しましょう。

避難促進施設に指定された施設は、火山が噴火したときに、大きな噴石や溶岩流、火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流等の火山現象により、被害を受ける可能性があります。

自らの施設がどのような火山現象の影響を受けるかを確認するとともに、いつ、どのように避難したらよいかを確認するため、以下の資料を集めましょう。

■ 火山防災マップ（火山ハザードマップ）

影響を受ける火山現象（大きな噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、火山ガス等）の種類や影響の範囲を確認できます。

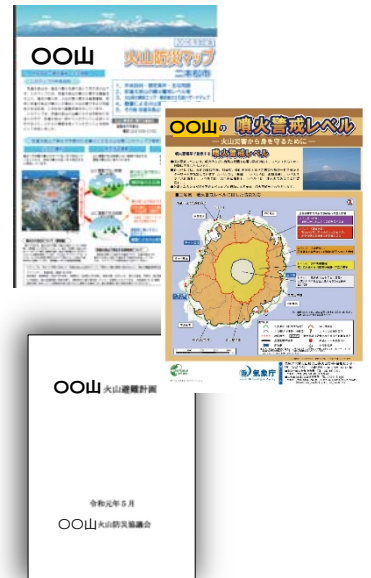
■ 「噴火警報と噴火警戒レベル」のリーフレット

噴火時等に危険な範囲や必要な防災対応がレベルごとに区分されているため、レベルに応じたとるべき防災行動が確認できます。

■ 火山避難計画又は市町村からの説明資料

火山の概要や想定される火山活動、火山活動が活発化した場合の防災機関の活動体制等を確認できます。

※入手先：上記の資料は、市町村・都道府県ホームページや気象庁ホームページ等から入手できます。
詳しくは、市町村担当窓口までお問合せください。



2. 火山現象の確認

✓ 火山現象を確認しましょう。

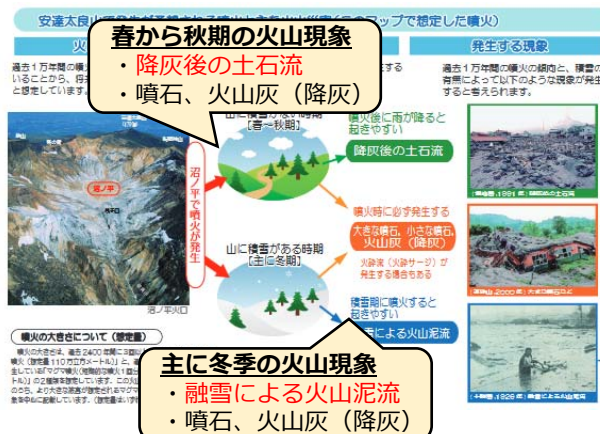
火山が噴火するとさまざまな火山現象（大きな噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガス等）が起こりますが、噴火開始から避難までの時間的余裕がほとんどなく、生命に対する危険性が高い現象として、

- 大きな噴石
- 火砕流・火砕サージ
- 融雪型火山泥流

等が挙げられます。

【火山現象のワンポイント】

- 季節によって発生する火山現象が変わる場合があるので、計画を立てる場合に注意しましょう。
- 想定される火口の位置が複数（山頂や山腹等）あると、噴火の位置によって影響を受ける火山現象も変わるので、危険側に立った計画を作成しましょう。
- 火山現象がどう推移していくのか、噴火シナリオへの理解を深めたい場合は、火山避難計画を確認しましょう。



留意事項

■ 火山防災マップ・火山ハザードマップ

→危険な火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガス等）の影響が及ぶ範囲を地図上に明示したものです。
※火山防災マップや火山防災ハンドブック等様々な名称で作成されている場合があります。分からない場合は、市町村担当窓口に直接問い合わせしてみましょう。

■ OO山火山避難計画

→住民、登山者等あらゆる者を対象に火山地域全体の避難対応を定めたものです。

■ 火山防災協議会

→活火山法第4条に基づき、火山災害警戒地域をその地域に含む都道府県や市町村が、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うために設置する組織をいいます。

■ 「噴火警報と噴火警戒レベル」のリーフレット

→各火山の噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」や「とるべき防災対応」について記載されたちらしです。

3. 火口位置の確認

✓ 火口と施設の位置関係を確認しましょう。

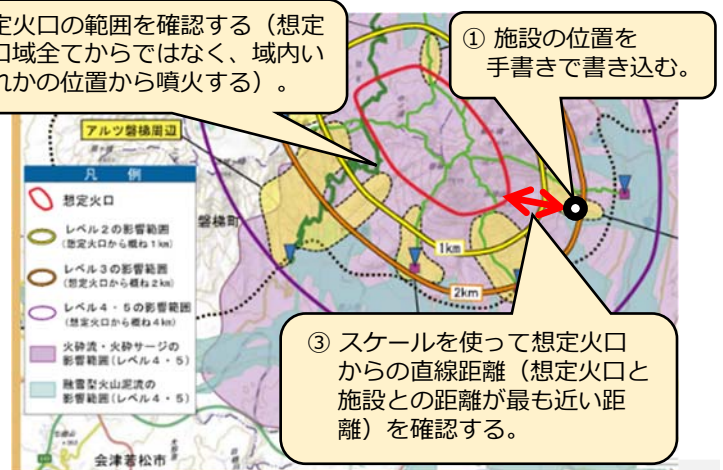
【手順】

- ① 用意した地図や火山防災マップに施設の位置を書き込みましょう。
- ② 想定火口の位置・範囲を確認しましょう。
- ③ 想定火口からどの程度離れているか（距離）を確認しましょう。

【想定火口の範囲が狭く位置を特定できる場合】



【想定火口の範囲が広い場合】



留意事項

【参考】

- 想定火口からの距離が短いほど、火山現象の影響を受けるまでの時間が短くなります。
- 距離は、施設の範囲が狭い場合は約4km、施設の範囲が広い場合は幅をもたせて3～4km等、およその距離を確認しましょう。

4. 影響を受ける火山現象の確認

✓ 施設に到達する火山現象の影響を確認しましょう。

【手順】

- ① 用意した地図や火山防災マップに施設の位置を書き込みましょう。
- ② 図面の凡例から火山現象による施設の影響を確認し、以下の該当する火山現象に○印をつけたり、その他の影響のある火山現象を書き込んだりして、整理しましょう。

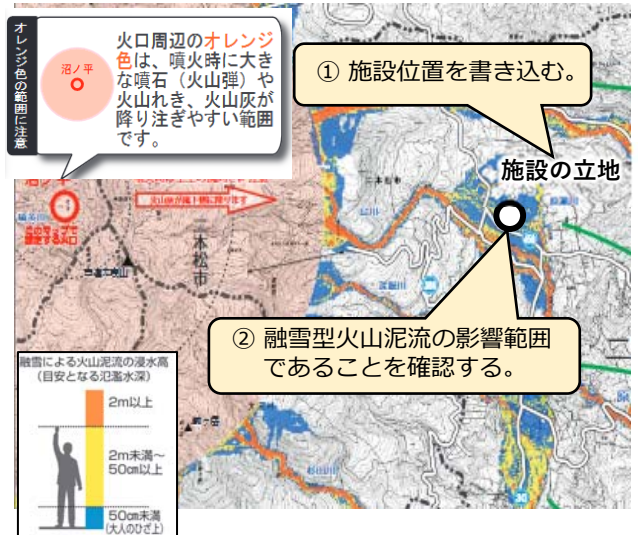
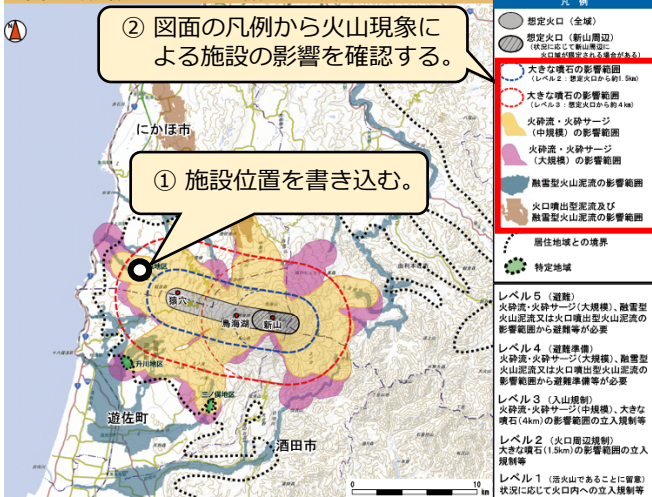
（大きな噴石，火砕流・火砕サージ，融雪型火山泥流，溶岩流，火山ガス）
その他（ ）

- 想定火口が山頂等に限定されておらず、広範囲に及ぶ場合には、どこで噴火するかを特定できない前提（全範囲）で検討を進めます。
- 複数火口の場合は、施設と火口域の距離が最も近い距離を記載しましょう。

- 火山ハザードマップには、1つの火山現象につき1枚の図で示しているものもあれば、複数の火山現象を1枚の図に示している場合があります（図のタイトルや、図面の凡例で確認しましょう）。

- 噴火の規模が複数想定されている場合は、それぞれの想定規模で影響を受ける火山現象を確認しましょう。

■ 鳥海山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（概要）



5. 防災対応の必要なタイミングの確認

☑ 防災対応の必要な噴火警戒レベルを確認しましょう。

【手順】

① 気象庁リーフレットの表面を見て、施設が防災対応をとる必要がある噴火警戒レベルを確認し、以下の該当するものに○印をつけましょう。

- ・ 噴火警戒レベル4・5（避難準備・避難）……………範囲内・範囲外
- ・ 噴火警戒レベル3（入山規制）に応じた規制……………範囲内・範囲外
- ・ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に応じた規制……………範囲内・範囲外

噴火警戒レベルに応じた規制等より火口側を内側とし、施設が規制等の範囲よりも…

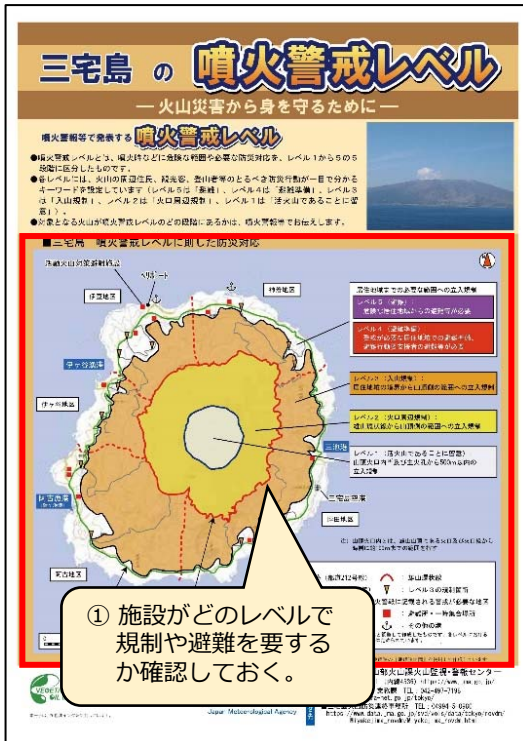
- ・ 内側にある場合は「範囲内」（敷地の一部が内側にある場合も含む。）
- ・ 外側にある場合は「範囲外」

に○印をつけましょう。

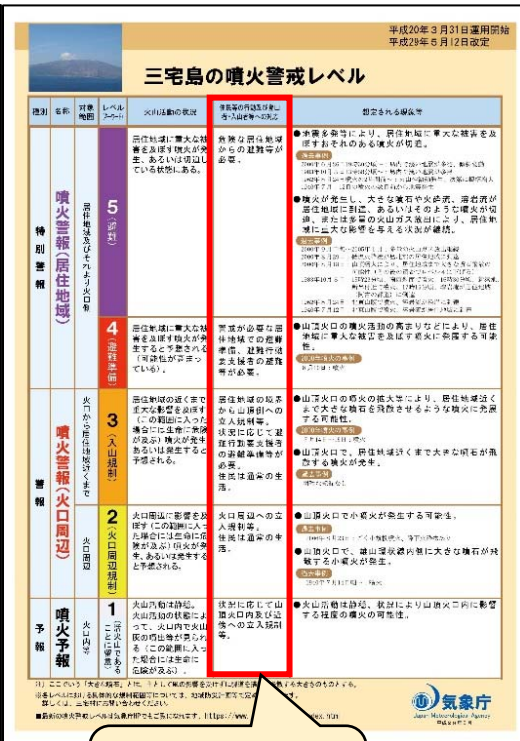
② 気象庁リーフレットの裏面を見て、各噴火警戒レベルでとるべき防災対応を確認しましょう。一般的には、範囲内に含まれる噴火警戒レベルに引き上げられたときは避難又は避難準備、範囲外の噴火警戒レベルの場合や火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたときには、利用者等への情報伝達が必要になります。

表面：噴火警戒レベルの影響範囲

裏面：噴火警戒レベルの引上げに伴う規制等



① 施設がどのレベルで規制や避難を要するか確認しておく。



② 噴火警戒レベルに応じた防災対応を確認しておく。

留意事項

【用語解説】

■ 噴火警戒レベル

→ 噴火警戒レベルとは、気象庁が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等にとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標です。噴火警戒レベルの引上げ時に伴い、施設等に応じた規制がかかるのかを確認しておきましょう。

■ 噴火警戒レベル2に応じた規制の範囲は、火口周辺規制を実施する範囲。噴火警戒レベル3に応じた規制の範囲は、入山規制を実施する範囲のことです。

■ 噴火警戒レベル4・5の範囲は、噴火警戒レベル3に応じた規制の範囲より外側の火山現象の影響範囲や市町村が定めている避難対象地域のことです。

気象庁リーフレットに噴火警戒レベル4・5の範囲が示されていない場合、以下の資料から施設の対応に関する記述を確認しましょう。

○ 火山防災マップ（火山ハザードマップ）

→ 噴火警戒レベル4・5に相当する火山現象の影響範囲かどうか。

○ 火山避難計画

→ 噴火警戒レベル4・5における避難対象地域かどうか。

確認しても分からない場合は、市町村の担当者に問い合わせましょう。

【用語解説】

■ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

→ 噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合、又は判断に迷う場合に、発表される情報です。情報が発表された場合は、火山活動が活発になっている可能性があり、注意が必要です。

【参考】

■ 噴火警戒レベル2やレベル3の規制範囲の外側にある施設であっても、火山活動の活発化に伴いごく短時間での影響を及ぼす火山現象もありますので、十分に留意しておきましょう。

■ 噴火警戒レベルの判定基準

→ 気象庁ホームページにて、各火山の噴火警戒レベルの判定基準と判定基準の解説を表にまとめています。

6. 避難先・避難経路の確認

✓ 避難先及び避難経路を確認しましょう。

【手順】

- ① 火山避難計画又は市町村からの説明資料等を見て、避難先を確認しましょう。
- ② 避難経路や避難方向を確認しましょう。
避難計画等に文字で記載されている場合は、火山防災マップ等を用いて、実際の避難経路をなぞりましょう。

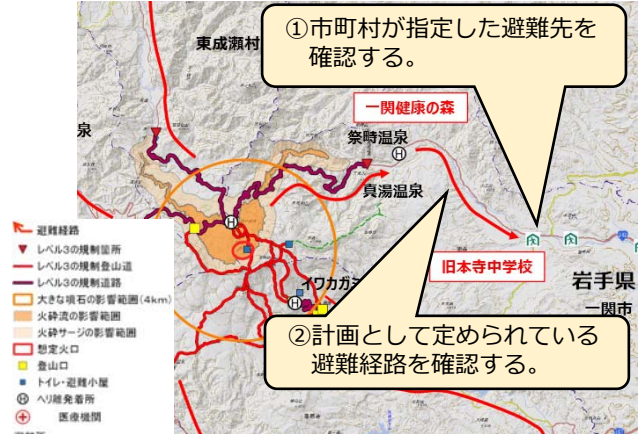
避難経路が文字表記されている例

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
木ノ根坂					
不動平					
休石原					
大根畑					
休石					
密屋					
古家					
鏡屋町					
日向行政区					
羽黒1行政区					
羽黒2行政区					
羽黒3行政区					

②計画として定められている避難経路を確認する。

①市町村が指定した避難先を確認する。

避難経路が図示されている例



①市町村が指定した避難先を確認する。

②計画として定められている避難経路を確認する。

出典：安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画

出典：栗駒山火山避難計画

7. 防災情報の伝達ルートの確認

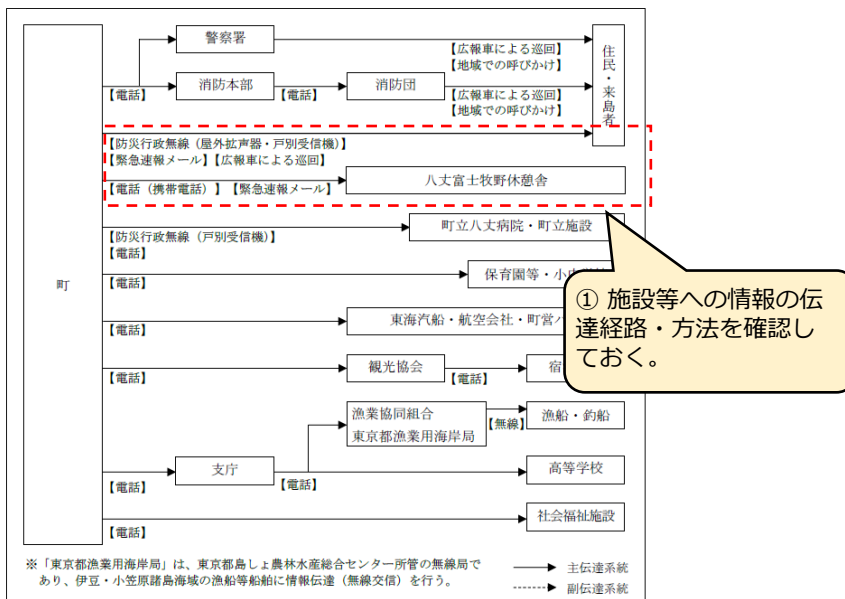
✓ 防災情報の伝達ルートを確認しましょう。

【手順】

- ① 火山避難計画又は市町村からの説明資料等を見て、市町村から避難促進施設への情報伝達経路・方法を確認しましょう。

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。



①施設等への情報の伝達経路・方法を確認しておく。

※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

出典：八丈島火山避難計画

留意事項

- 大きな噴石の影響を受ける施設等、噴火から短時間で火山現象が到達する恐れがある施設は、2段階の避難（緊急退避後に規制範囲外への避難）が必要です。緊急退避の検討については、本書の「作成編」のp25を参照ください。

【参考】

- 都道県及び関係市町村等からなる火山防災協議会では、住民、登山者、観光客の避難対策を検討した結果を「〇〇山火山避難計画」として公表しています。火山防災協議会のホームページ等から、対象とする火山の「火山避難計画」を入手して、
・ 防災情報の収集・伝達ルートや手段
・ 避難先、避難経路
を確認しておきましょう。

8. 計画の前提となる状況を確認

✓ 計画の前提となる状況を確認しましょう。

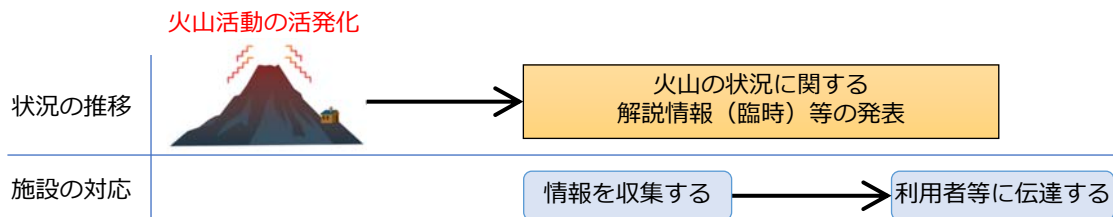
施設がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置するかにより、避難確保計画の前提となる状況が変わります。実際に計画を作る作成編のステップ6では、3つの状況を想定しています。施設の位置によって具体的な状況や対応が変わりますので、以下の手順で計画の前提となる状況を確認しましょう。

【手順】

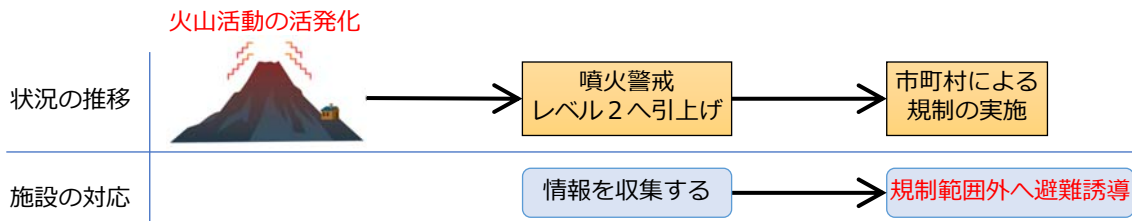
- ①「5. 防災対応に必要なタイミングの確認」で確認した、施設がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置しているかを再確認します。
- ② **噴火警戒レベル2の範囲内に施設が位置する場合**は下図を、**噴火警戒レベル3の範囲内に施設が位置する場合**は次ページの図を見て、具体的な状況を確認しましょう。

噴火警戒レベル2の範囲内に施設が位置する場合

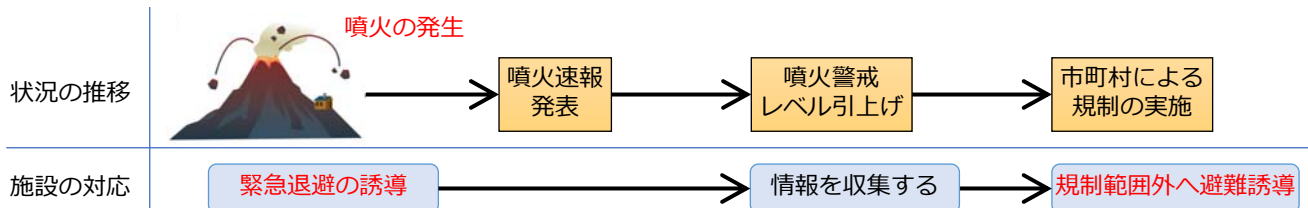
- **状況①：火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合**
（本作成ガイドp17で示す「5.1」の場合に該当します。）



- **状況②：噴火警戒レベルが「2」以上に引き上げられた場合**
（本作成ガイドp20で示す「5.2」の場合に該当します。）



- **状況③：噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合(レベル1→2or3)**
（本作成ガイドp23で示す「5.3」の場合に該当します。）



留意事項

- 噴火警戒レベル4・5の範囲内に位置する施設は、作成ガイド【居住地域の単独施設版】を確認してください。
- 計画の前提となる状況は、火山の特徴や施設の種別によって異なる場合がありますので、市町村に確認しましょう。

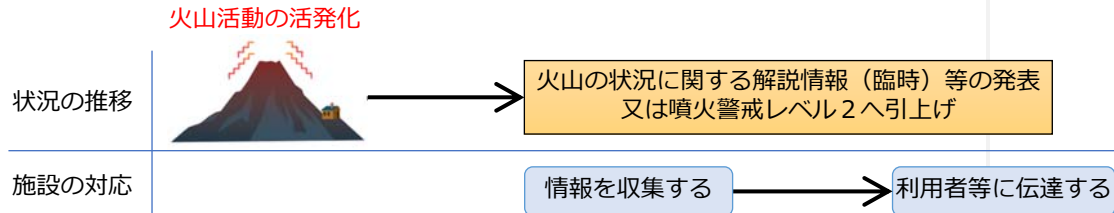
8. 計画の前提となる状況を確認（続き）

留意事項

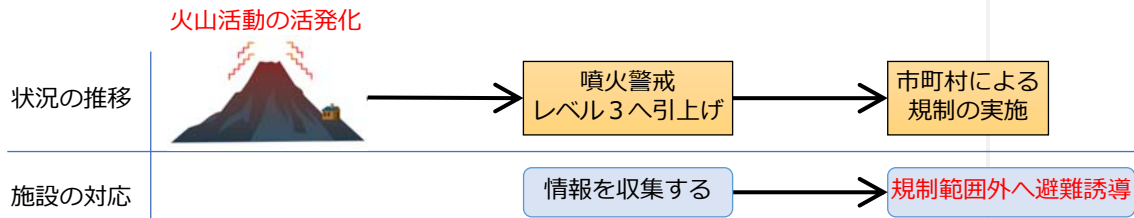
■計画の前提となる状況は、火山の特徴や施設の種別によって異なる場合がありますので、市町村に確認しましょう。

噴火警戒レベル3の範囲内に施設が位置する場合

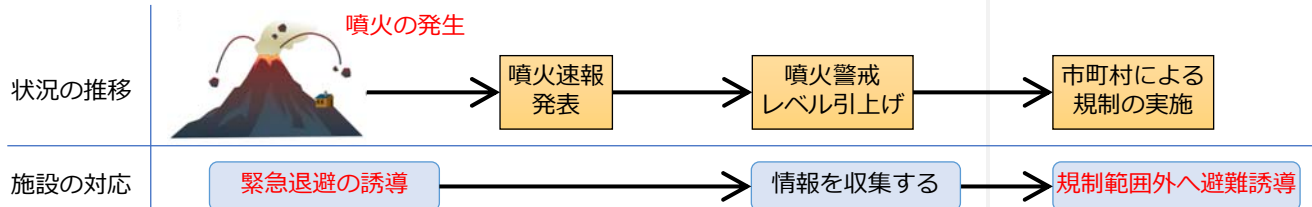
- 状況①：噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、
又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合
（本作成ガイドp17で示す「5.1」の場合に該当します。）



- 状況②：噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合
（本作成ガイドp20で示す「5.2」の場合に該当します。）



- 状況③：噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合（レベル1→2or3）
（本作成ガイドp23で示す「5.3」の場合に該当します。）



9. 相談窓口の確認

✓ 避難確保計画作成について、困ったら相談しましょう。

避難確保計画の作成する際、火山に関する専門用語が分からないといった問題が出てきたり、どのように計画の作成を進めればよいか困ったりする場合があります。その場合は、市町村の防災担当者に相談しましょう。

【作成編】

【作成編のご利用にあたり】

- 1 本作成編には、ひな形を用いて避難確保計画を作成するにあたり、各項目で参考になる情報や留意する事項等を記載しています（資料の構成図を参照）。
- 2 本作成編に記載された内容の他、さらに詳しいことを知りたい場合は、令和3年3月に内閣府（防災担当）が作成した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第2版）」をご参照ください。
- 3 他法令の規定等により、既に作成している計画や災害時の対応要領がある場合で、当該計画等に避難確保計画に記載すべき事項と同じ記載事項がある場合には、当該計画等の該当部分を準用することが適切です。
- 4 本作成編は、避難促進施設において、標準的な火山の状況や防災対応の検討に関する事項を示しています。そのため、火山の特徴や施設の種別によって、防災対応等が変わることがあるので、市町村に確認しましょう。

<資料の構成図>



・作成編（単独施設版）……………P11～P29

①「避難確保計画の記載例」を示しています。

- ・黒字の文例は基本的にはそのまま使用することができます。
- ・本文の赤字の文例は、施設の実態にあわせ書き換えてください。

- ・基本的には赤字の記入例どおりに転記することができます。必要に応じて加筆・修正しましょう。
- ・上記以外の図、表内の名称・数値・文例等は施設の実態にあわせて書き換えてください。
- ・記載内容はあくまでも考え方の一例です。地域固有の課題にそぐわない場合には、実態に即した内容を優先してください。

②「作成上の留意事項」を示しています。

- ・該当箇所に関して、どのような考え方で確認し、記載すれば良いのかを「解説」しています。

③「作成の参考情報」を示しています。

- ・用語の解説、本資料の詳細を示した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」における参照先を示しています。

ステップ1 避難確保計画の目的を確認しよう！

1. 計画の目的

〇〇館（以下「当施設」という。）は、〇〇市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）に対して、〇〇山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

作成上の留意事項

【解説1】

■活動火山対策特別措置法で市町村は、火山災害警戒地域内に立地する施設で、火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地等を地域防災計画に定めることになっています。

避難確保計画は、噴火時等に従業員を含む当該施設を利用する者の安全を確保するために定めるものです。

参考1 用語解説

- 活動火山対策特別措置法…昭和48年に制定され、噴火により被害が生じている事態に直接対応する避難施設の整備等のハード対策を重視した法律として、噴火が発生した地域で限定的に運用されてきた。その後、平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火を背景とした、平成27年7月の活火山法の改正により、従来講じられていた避難施設の整備等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実も図られ、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。この改正の中で、「避難促進施設」における「避難確保計画」の作成が規定された。
- 地域防災計画…災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。
- 施設周辺にいる登山者・観光客等…避難促進施設となる建物利用をする、しないに関わらず、建物の周辺を歩行、通行する登山者・観光客等をいう。
- 火山災害警戒地域…活動火山対策特別措置法第3条で定める、警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域で国が指定するものをいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

1. 計画の目的

・・・P21参照

ステップ2 火山における施設の位置を確認しよう！

作成上の留意事項

2. 当施設の位置

以下に、当施設の位置図を示す。当施設は、想定火口から概ね〇kmに位置しており、噴火警戒レベル〇（〇〇〇〇）の場合に〇〇市によって〇〇規制が行われ、避難が必要になる。

表1 施設の位置		記入例
項目	内容	
想定火口からの距離	概ね 3 km	
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内
施設に影響のある火山現象	大きな噴石、融雪型火山泥流	

以下に、当施設の位置図を示す。

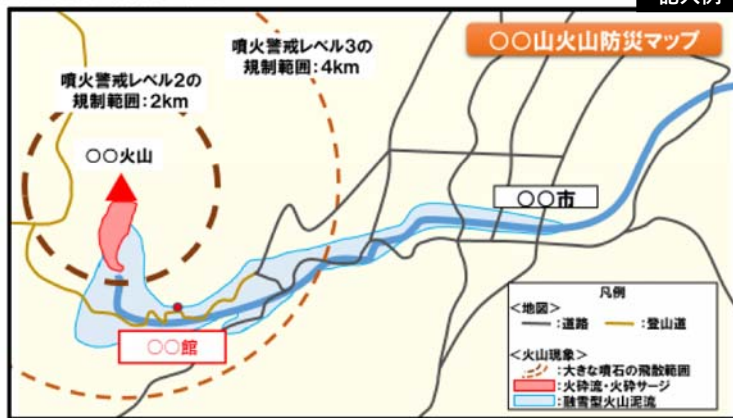


図1 当施設の位置図

【解説2】

■準備編「3. 火口位置の確認（P5）」で確認した内容をもとに、想定火口からの概ねの距離を記載しましょう。

【解説3】

■準備編「5. 防災対応に必要なタイミングの確認（P6）」で確認した内容をもとに、施設からの避難を開始する噴火警戒レベルを記載しましょう。

【解説4】

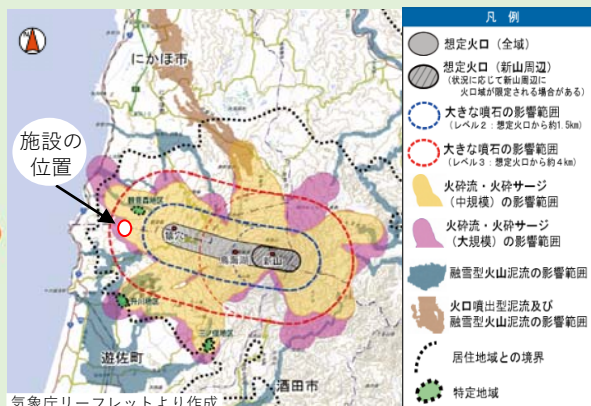
■準備編「3. 火口位置の確認（P5）」「4. 影響を受ける火山現象の確認（P5）」「5. 防災対応に必要なタイミングの確認（P6）」で確認した内容をもとに、
・施設が規制範囲内・範囲外のいずれであるかを記載しましょう。
・噴火時等において、施設に影響のある火山現象をすべて記載しましょう。

【解説5】

■施設の位置関係を、以下の事項に留意して作図しましょう。
・想定火口はどこにあるか。
・想定火口から施設までの距離は、どの程度離れているか。
・どういった火山現象の影響範囲内に立地しているか。
・どの噴火警戒レベルにおいて規制範囲内となるか。

コラム：図面作成上のヒント

図面を作成する際は、火山現象の影響範囲や規制範囲が表示されている火山防災マップや気象庁の噴火警戒レベルのリーフレット（下図）、火山防災協議会の避難計画等の既に作成されている図面から必要な範囲を切り取り、施設位置を書き込むことで平易に作成できます。ただし、使用した地図の出典は明記しましょう。



参考図面入手先

【噴火警戒レベルのリーフレット】（気象庁）

気象庁 火山 リーフレット [検索](#)

【地理院地図】（国土地理院）

・施設周辺の地図等、詳細な作図をする際に適しています。

地理院地図 [検索](#)

準備編「3. 火口位置の確認(P5)」、
「4. 影響を受ける火山現象の確認(P5)」
で用いた図面も利用することができます。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ3 計画の対象を確認しよう！

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。
なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき利用者等

（日中のピーク：〇〇月の休日の〇〇時ごろを想定）

避難を確保すべき対象		施設周辺にいる登山者・観光客等 （左記を含まない）
従業員数	最大利用者数	
〇〇人	〇〇人	〇〇人

記入例

記入例

表3 避難を確保すべき利用者等

（夜間のピーク：〇〇月の休日の夜間を想定）

避難を確保すべき対象		施設周辺にいる登山者・観光客等 （左記を含まない）
従業員数	最大利用者数	
〇〇人	〇〇人	〇〇人

記入例

記入例

当施設周辺の地図を以下に示す。



図2 施設周辺の地図

作成上の留意事項

【解説6】

■施設周辺にいる者とは、施設周辺にいる登山者・観光客等のことです。
噴火発生時には、施設周辺の人々が、施設内に緊急退避してくることが考えられます。このため、緊急退避してくると想定される者の人数についても、避難誘導等の計画に必要な情報となるため、想定しておきましょう。

【解説7】

■利用者等は特定のシーズンやイベント時等、施設の特性に応じて状況を想定し、その最大人数を記載しましょう。

【解説8】

■利用者等のピーク時の人数
・年間を通じて多くの利用者が訪問する時期又はイベント日時を設定します。
・施設の利用者等の人数を把握し、表2にまとめます。
※季節・時期等により施設に一時来訪者が多数訪問する場合は、可能な範囲で人数を把握して利用者等数に計上しましょう。

【解説9】

■利用者等のピーク時の人数
・施設内に宿泊施設等がある場合は、最大の利用者（宿泊者）数が見込まれる時期又はイベント日時を設定します。
・宿泊可能人数又は宿帳等の記録をもとに、表3にまとめます。

【解説10】

■利用者等や施設周辺にいる登山者・観光客等に対して、避難等呼びかけやすいように、施設周辺の地図を作成しましょう。また、あらかじめ、拡声器や屋外スピーカー等の音声が届く範囲を確認し、従業員等が安全に呼びかけることができる範囲を確認しておきましょう。

■施設の名称が分かるようにしておきましょう。避難促進施設以外で利用者等による滞留がおきやすい場所があれば図示しておきましょう（例：駐車場、グラウンド等）。

参考1 用語解説

○施設周辺にいる登山者・観光客等（再掲）…避難促進施設となる建物利用をする、しないに関わらず、建物の周辺を歩行、通行する登山者・観光客等をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

・・・P25参照

ステップ4 防災体制を整えよう！

作成上の留意事項

4. 防災体制

〇〇山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表4 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
		噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合
		火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

記入例

【参考】

- 災害対応体制…突発的な噴火をした場合又は噴火警戒レベルの引上げにより、施設からの利用者等の避難を要する場合や、避難の準備等の警戒を要する場合の体制をいいます。
- 情報伝達体制…噴火警戒レベルの引上げがあっても、立入規制の範囲外で避難を要しない場合や火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表され注意を要する場合の体制をいいます。

【解説11】

■施設の班組織

- 施設内で班組織を編成可能な場合
避難を要する状況か否か等の噴火時等の状況により、管理者及び班の編成を決め記載しましょう。
 <編成案>
 ・統括管理者
 ・情報班
 ・避難誘導班

○施設内で班組織を構成できない場合

- 従業員数が少ない等の理由により、班組織を構成できない場合は、役割を兼務して対応する必要があります。
 少なくとも情報収集・情報伝達、避難誘導を行う者は必ず記載しましょう。

- 特定の班、職員に業務量が集中する場合
各班で行う業務の質や量は、火山現象の種類・規模により計画段階とは大きく異なる場合があります。また、施設の置かれた状況により特定の班や個人に業務量が集中する場合もあります。

統括管理者は各班、個人の業務負荷の状況を把握し、必要に応じて体制を見直しましょう。一例として、宿泊施設においては、利用者等の家族等からの問い合わせや相談等に特別な窓口を設置し対応する等、状況の変化に応じた運用に留意しましょう。

参考1 用語解説

○火山の状況に関する解説情報（臨時）…噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に発表される情報。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が発表される。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ5 災害対応の役割分担を決めよう！①

【当施設の体制図】

当施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。

施設		
〇〇館（株式会社〇〇リゾート）		
統括管理者 （夜間）	統括 一郎 統括 次郎	・施設の統括
情報班（班長） （夜間班長）	情報 一郎 情報 次郎	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・施設の避難状況集約
避難誘導班（班長） （夜間班長）	誘導 一郎 誘導 次郎	・〇〇市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報） ・避難誘導

図3 施設の体制図

記入例

記入例



作成上の留意事項

【解説12】

- 施設名（カッコ内に法人名等）を記載しましょう。
（記載例）
・〇〇館（株式会社〇〇リゾート）

【解説13】

- 統括管理者
 - ・施設の防災体制を統括する者の氏名※を記載しましょう。
 - ・現場の状況を熟知しており、現地での統括指揮の実務が可能な者を統括管理者として記載しましょう。
 - ・利用者等が夜間時にも滞在している等、必要に応じて、夜間時等の統括管理者の氏名を記載しましょう。

- 情報班
 - ・各種情報の収集・伝達の事務を担う班の代表者氏名※を記載しましょう。
 - ・利用者等が夜間時にも滞在している等、必要に応じて、夜間時等に事務を担う班の代表者氏名を記載しましょう。

- 避難誘導班
 - ・利用者等の避難誘導の事務を担う班の代表者氏名※を記載しましょう。
 - ・利用者等が夜間時にも滞在している等、必要に応じて、夜間時等に事務を担う班の代表者氏名を記載しましょう。

※担当者名が頻繁に変わる場合は、表記方法を事業所内での役職名（例：〇〇部長等）としておくことでも構いません。

- 図3の記入例を参考に、事務分掌を記載しましょう。

- 「統括管理者」及び各班の名称は、既存の計画と整合を図るために、施設の実情に応じて変更することも可能です。併せて、運営を委託している場合等には、委託先と委託元の双方を記載しましょう。

【既存計画がある場合】

例えば、消防法上の消防計画では「自衛消防の組織」、水防法上の避難確保計画では「防災体制」、福祉施設・病院等の非常災害対策計画では「災害時の人員体制」に関する項目の記載が求められています。

火山の避難確保計画で定める標準的な防災体制は、統括管理者、情報班、避難誘導班となります。既存の計画で類似の防災体制がある場合には、災害により対応する役割が変わらないようにするため、その防災体制を準用することが望ましい。

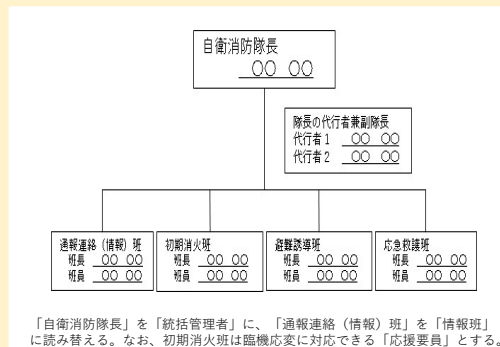


既存計画活用例

<消防計画の場合>

右図のような消防計画上の防災体制を、既に施設で運用している場合は、本避難確保計画と文言上の整合を図るため、下記のとおり読み替える旨を記載しておきます。

- 自衛消防隊長 → 「統括管理者」
- 通報連絡（情報）班 → 「情報班」
- 初期消火班 → 「応援要員」



参考1 用語解説

- 統括管理者**…噴火時等の防災体制において、当該施設の全体を統括する者。施設管理者等が担うことが考えられる。統括管理者となる者が不在の場合や任務につけない場合も考えられるため、第1、第2の代理の者を定めておくことが重要である。また、管理者のみで運営している施設の場合は、情報班や避難誘導班の役割も担うことになる。
- 情報班**…噴火時等の防災体制において、情報収集・伝達、広報等を担当する班。地区一体の代表施設や単独施設の場合は、市町村等の外部機関との連絡窓口にもなる。従業員等、人数の少ない単独施設では、避難誘導班と兼ねる場合もある。また、避難確保計画の中で、特に、噴火警戒レベルや避難指示等の参考とすべき情報等の熟知や機器の使用に習熟しておくことが望ましい。
- 避難誘導班**…噴火時等の防災体制において、利用者等への避難の呼びかけや安全な場所への誘導、利用者等の避難状況等の把握を担当する班。従業員等、人数の少ない単独施設では、情報班と兼ねる場合もある。また、避難確保計画の中で、特に、避難経路や施設内のより安全な場所を熟知しておくことが望ましい。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ5 災害対応の役割分担を決めよう！②

作成上の留意事項

統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表5 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名	記入例
第1位	情報	一郎
第2位	誘導	一郎

【解説14】

■代理順位とは、管理者が不在又は特段の事情がある場合に、管理者に代わってその任務を代行する順位の事です。
統括管理者→代理第1位→代理第2位の順で、統括管理者の代行を行います。
統括管理者の任務を代行できる者を定めておきましょう。

※担当者名が頻繁に変わる場合は、表記方法を事業所内での役職名（例：〇〇部長等）としておくことも構いません。

参考1 用語解説

○代理順位…代理順位とは、管理者が不在又は特段の事情がある場合に、管理者に変わってその任務を代行する順位をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

4. 防災体制

・・・P29参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～①

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

5. 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

（1）情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

表6 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の確立	〇〇市からの第一報をもとに情報伝達体制をとる。
②〇〇市との協議	〇〇市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 - 施設が把握している火山活動の状況 - 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等



記入例

作成上の留意事項

重要（ステップ6（P17～26）について）

「5. 情報伝達及び避難誘導」は、火山の状況に応じて施設がとる対応を、5.1～5.3に3つの状況に場合分けしています。

5.1～5.3それぞれの状況に合わせた計画を作成してください。

具体的な状況は、準備編の「8. 計画の前提となる状況を確認」で確認した内容を参照しましょう。

【解説15】

■施設・地区が噴火警戒レベルによる規制範囲の内外かについては、本資料の準備編「5. 防災対応の必要なタイミングの確認（P6）」で整理した内容を参照し、どの噴火警戒レベルまでが立入規制の範囲外かを確認しましょう。

■噴火警戒レベルの引上げ等があっても、現時点では施設から避難の必要がない状況を想定した体制を検討し、以下の内容を記載しましょう。

- ・情報収集・伝達
- ・利用者等への情報伝達

【解説15】

■情報伝達体制として行う防災対応を、表6をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。災害対応に際しては、各班の連絡・連携がスムーズに行えるよう、確認手順をよく協議しながら記載していきましょう。

参考1 用語解説

○**情報伝達体制**…噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合に、施設としてとるべき体制。利用者等の避難はまだ必要としないが、利用者等に噴火警戒レベルの引上げや火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達、火山活動の状況の把握等に努める体制をいう。

○**火山の状況に関する解説情報（臨時）（再掲）**…噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある判断した場合、又は判断に迷う場合に発表される情報。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が発表される。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合 …… P35参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～②

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

作成上の留意事項

【解説17】

■ 関係機関連絡先を、表7を参考に必要な連絡先を記載しましょう。

・ 防災対応時の連絡先

噴火等の状況、災害対応状況、避難の状況等を連絡する市町村窓口について、市町村から提供される資料（説明会時の資料に記載された連絡先、担当窓口）を確認のうえ記載しましょう。

・ 参考

防災対応では、直接連絡をとる必要性は少ないが知っておくべき機関、又は施設からの避難時に協力を要請する輸送機関の連絡先について記載しましょう。

その他関係機関の機関名、連絡先、担当窓口は、電話帳やインターネットで調べたものではなく（混乱の原因となります）、市町村から提供される資料（説明会時の資料に記載された機関名、連絡先、担当窓口）を確認のうえ記載しましょう。

■ 記載すべき関係機関の連絡先、担当窓口が分からない場合は、市町村の担当窓口にご相談しましょう。

■ 停電を想定して、複数の情報伝達ルートを確保しておきましょう。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表7 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口
防災対応時の連絡先	〇〇市	〇〇課 直通電話：0000-00-0000	〇〇課 役所 一郎
参考	その他 関係機関	〇〇地方気象台 固定電話：0000-00-0000	
		〇〇消防署 固定電話：0000-00-0000	
		〇〇警察署 固定電話：0000-00-0000	
	輸送 機関	〇〇交通(株) 固定電話：0000-00-0000	
		〇〇バス(株) 固定電話：0000-00-0000	
	〇〇タクシー	固定電話：0000-00-0000	

記入例

コラム：デマによる問い合わせに直面したら

災害時には、現在置かれた状況や今後の見通しに対する不安の高まり等から、デマによる問い合わせ等が発生しやすくなる場合があります。

例えば熊本地震（2016年）においては、前震の発生直後にツイッターで「動物園からライオンが逃げた」という趣旨のデマが拡散し、当該動植物園等には真偽を問う問い合わせや批判が殺到しました。

近年は特にSNSの発達に伴い、デマ等は拡散されやすくなっています。デマ等の拡散に伴い、当事者である施設への信頼が低下すると、独力による事態の収束は難しくなります。

施設として利用者等の対応に注力できるよう、正しい情報や求められる情報を発信するよう心掛けましょう。

- ① 情報の信頼性を高めるために、公式のSNSや公式ホームページでの情報発信を心がけましょう。
- ② 即時性、拡散性に優れるSNSには、緊急退避や避難誘導等、情報のスピードや頻繁な更新の必要な情報が有効です。
- ③ 公式ホームページには、施設の被害状況や今後の対応等、正確性を求められる情報が有効です。
- ④ ①～③の情報提供による事態の鎮静化が困難な場合は、公的な機関を通じた情報発信ができないか、市町村担当窓口にご相談しましょう。

いざという時に備え、関係機関との日頃からの連携体制の構築を心がけましょう。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する説情報（臨時）等が発表された場合 . . . P35参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～利用者等への周知～

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

作成上の留意事項

（２）利用者等への周知

施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝える。

文案を下記に示す。

記入例

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がり、火口から〇km圏に立入規制がかかります。〇〇道の〇〇より山側には入らないでください。なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。
また、今後の火山活動や気象庁・〇〇市から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、気象庁から〇〇山に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。今後の火山活動や気象庁・〇〇市から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・

【解説18】

- 利用者等に対して、
- ・噴火警戒レベルが引き上げられたこと
 - ・立入規制がかかったこと（施設が規制範囲外にあること）
 - ・規制範囲内に立入らないこと
 - ・今後の情報に注意すること
- を簡潔に伝えるための文例を記載しましょう。

参考1 用語解説

- 規制範囲（再掲）**…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。
- 火山の状況に関する解説情報（臨時）（再掲）**…噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に発表される情報。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が発表される。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

- 5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合 …… P35参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

作成上の留意事項

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

（１）情報収集・伝達

立入規制等により、避難が必要になった場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表8 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容	記入例
① 防災体制の確立	〇〇市からの第一報をもとに災害対応体制をとる。	
② 〇〇市との協議	〇〇市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・施設の利用者数	

関係機関の連絡先は、表7のとおりである。

【解説19】

- 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、施設からの避難が必要な状況を想定し、以下の対応を記載しましょう。
 - ・情報収集・伝達
 - ・避難誘導対応

【解説20】

- 災害対応体制として行う防災対応を、表8をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。災害対応に際しては、市町村と連絡・連携がスムーズに行えるよう、確認手順をよく協議しながら記載していきましょう。

参考1 用語解説

○災害対応体制…突発的に噴火した場合若しくは避難が必要となった場合に、施設としてとるべき体制。利用者等を安全に避難させる等、防災対応を行う体制をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～避難誘導対応～

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

作成上の留意事項

（2）避難誘導対応

①利用者等への情報伝達

施設は、**放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）**で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示の発令により、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。

文案を下記に示す。

記入例

〈建物内への広報〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がり、火口から〇km圏に立入規制がかかりました。当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、〇〇山の噴火警戒レベルが〇に上がり、火口から〇km圏に立入規制がかかりました。この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに〇〇方面に避難してください。避難に際しては、〇〇市や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉

「5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。

【解説21】

- 利用者等に対して、
 - ・噴火警戒レベルが引き上げられたこと
 - ・立入規制がかかったこと（施設が規制範囲内にあること）
 - ・規制範囲外への避難が必要なことを簡潔に伝えるための文例を記載しましょう。

【解説22】

- 噴火警戒レベルが引き上げられた後、すぐに噴火が発生し、利用者等への情報伝達・避難誘導が間に合わない場合があります。その場合、突発的に噴火した場合と同様に、緊急退避を呼びかける等の対応が必要となります。ここでは、突発的に噴火した場合の対応を参照できるよう明記しておきましょう。

参考1 用語解説

○**規制範囲（再掲）**…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

・・・P39参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～規制範囲外への避難～

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

作成上の留意事項

【解説23】

- 本資料の「準備編」の以下の確認結果をもとに、施設から避難先までの経路、方向を明示した図を、図3を参考に作成します。（参照先）
- 3. 火口位置の確認（P5）
- 4. 影響を受ける火山現象の確認（P5）
- 5. 防災対応に必要なタイミングの確認（P6）
- 6. 避難先・避難経路の確認（P7）

- 想定火口が広範囲に及ぶ場合や想定火口が明確でない場合、実際の噴火時とは異なる場合に備え、避難経路は複数計画しておきましょう。

②規制範囲外への避難の実施

規制範囲外への避難は、下記の避難経路を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、〇〇市から指示があった場合はこの限りではない。

記入例

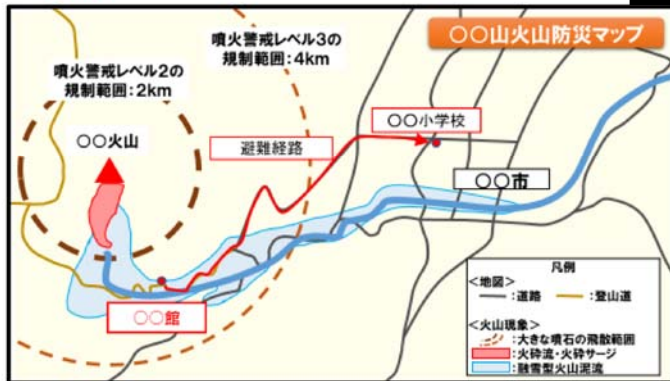


図3 避難先と避難経路

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。



【解説24】

- 災害対応体制として行う規制範囲外への避難を、表9をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。
- 負傷等をして動けない人がいる場合には、速やかに市町村や消防・警察等に対して救助を要請しましょう。

表9 規制範囲外への避難

記入例

手順	施設のとるべき対応
①利用者等の状況把握	当施設全体の避難状況を確認する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がある場合、〇〇市との協議により、車両の手配等を要請する。
③避難誘導	規制範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合は、最寄りの建物等へ緊急退避)
④残留者の確認	施設内に残留者がいないか確認する。
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外への全員避難を完了させる。
⑥避難完了の報告	当施設全体の避難完了について、〇〇市へ報告する。

参考1 用語解説

○**規制範囲（再掲）**…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

○**避難経路**…施設若しくは地区から規制範囲外の避難先までの経路を指す。利用者等の安全で円滑な避難誘導を行うため、避難経路について市町村と協議し、あらかじめ定めておく。また定めた避難経路については、経路図を作成しておく。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴

火した場合

（１） 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表10 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の 確立	災害対応体制をとり、〇〇市に噴火の発生を連絡する。
②〇〇市との 協議	〇〇市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 - 施設が把握している火山活動の状況 - 施設の利用者等の避難状況、被災状況 - 施設及び周辺の被害状況 - 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 - 規制範囲外への避難実施のタイミング
③施設内の 状況把握	施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 - 退避状況集計様式（様式1） - 退避状況整理様式（様式2） 施設及び周辺の被害状況を把握する。

記入例

作成上の留意事項

【解説25】

- 「突発的に噴火」とは、火山活動に関する特段の予兆や防災関係機関からの事前情報がない状態で、突如噴火する状況をいいます。
- 噴火警戒レベルの発表がなく、突発的に噴火をした状況を想定し、施設としての災害対応体制を検討し、以下の内容を記載しましょう。
 - ・情報収集・伝達
 - ・避難誘導対応
 - ・退避者状況の把握・整理
 - ・応急手当の対応
 - ・規制範囲外への避難

【解説26】

- 災害対応体制として行う防災対応を、表10を参考に記載しましょう。

関係機関の連絡先は、表7のとおりである。

既存計画活用例

<避難確保計画の場合>

右図のような避難確保計画上の情報収集及び伝達を、既に施設で運用している場合は、本避難計画と文言上の整合を図るため、下記のとおり読み替える旨を記載しておきます。

■情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法
→巻末「参考とするべき情報」を参照
- 降雨や浸水、危険な前兆に関する記述
→噴火の発生
火山活動の状況
利用者等の避難状況、被災状況
施設及び周辺の被害状況
今後の火山活動の推移
規制範囲外への避難実施のタイミング

■情報伝達

- 気象情報、洪水予報等に関する記述
→施設の利用者等の避難状況、被災状況
施設及び周辺の被害状況

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

《記載例》

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	〇〇市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急通報メール
排水施設の稼働状況	〇〇市からのファックス（〇〇市と事前に調整）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急通報メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

《記載例》

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 児童を避難させる可能性がある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 児童を避難させる場合には、〇〇市〇〇課（連絡先）に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- 児童を避難させる場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する。児童引き渡しは●●●●（避難場所）において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、〇〇市〇〇課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより●●●●（避難場所）において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

【既存計画がある場合】

例えば、水防上上の避難確保計画では「情報収集及び伝達」、福祉施設・病院等の非常災害対策計画では「災害に関する情報の入手方法」に関する項目の記載が求められています。

火山の避難確保計画で定める標準的な情報収集及び伝達は、災害対応体制の確立、市町村との協議、施設内での情報の共有のために行うものです。既存の計画で類似の情報収集及び伝達がある場合には、災害により対応する方法が変わらないようにするため、その内容を準用することが望ましい。

参考1 用語解説

○規制範囲…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～避難誘導対応～①

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

施設の担当者は身の安全を図りつつ、**放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）**で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、**〇〇山**が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

文案を下記に示す。

記入例

〈屋外空間への広報〉
ただ今、〇〇山が噴火しました。ただちに、建物内へ避難してください。
繰り返します・・・・・・

〈建物内〉
ただ今、〇〇山が噴火しました。建物の外に出ないでください。
また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・・・・

【解説27】

■火口周辺における避難誘導に関する基本的な対応として、噴火を認知した場合、従業員等の安全を守りつつ、火山現象から利用者等を守るため、緊急退避の誘導等を行い、緊急退避後、避難先（規制範囲外）まで避難誘導を行います。
緊急退避について②で整理し、規制範囲外への避難について⑤で整理しましょう。

【解説28】

■利用者等がいる際に、一時的に従業員等が不在になる時間帯が生じる場合がある施設は、代替の措置も併せて記載しましょう。
例：防災行政無線の戸別受信機の設置
ラジオ等による自動情報伝達
看板・掲示物による非常時の対応方法

【解説29】

■利用者等に対して、
・噴火したこと
・（噴石等に対して）建物内への緊急退避が必要なこと
を簡潔に伝える文例を記載しましょう。

■建物が、融雪型火山泥流のみ影響を受ける想定区域内に立地している場合で、建物に留まることが安全でない場合は、他の火山現象による影響を受けにくい高台又は高所への退避を呼びかける等、施設が受ける火山現象の影響に応じた広報文を考えておく必要があります。

■多数の外国人観光客が見込まれる施設の場合、多言語による情報提供の方法を考え、整備しておくことが望ましい。

・Safety Information Card（観光庁）
観光庁 災害 外国人 検索

・自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン（観光庁）

参考1 用語解説

- 緊急退避**…火口周辺規制範囲や入山規制範囲、火山現象の影響範囲、避難対象地域の内側の地域において、噴火発生から火山現象の影響を受けるまでの時間がないため、やむを得ず相対的に安全な場所で身を守るための行動を「緊急退避」としている。具体的には、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」、融雪型火山泥流から身を守るために「高台へ移動する」「十分な高さがある堅牢な建物の上階等へ移動する」等の行動が相当する。
- 屋根の補強**…「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」等を参考に、噴石等の飛散物による被害を防止、又は軽減するために建物の屋根を高機能繊維織物等で保護等することをいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～避難誘導対応～②

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

②建物内の緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を建物内のより安全な場所に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

建物内のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。

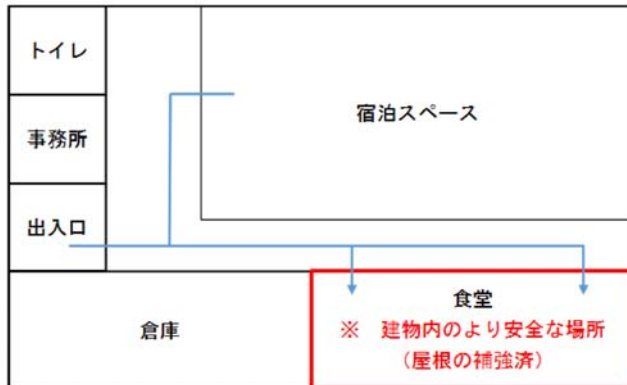


図4 OQ館内のより安全な場所・経路図

③退避者状況の把握・整理

統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

④応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

【解説30】

■施設の緊急退避先となる建物内のフロアを図示し、実際に緊急退避させるスペースを図4を参考に記載しましょう。特に避難誘導班に緊急退避先として周知しておきましょう。

■緊急退避先

○建物内

大きな噴石の他、火砕流・火砕サージ、火山ガス（施設が谷地形にない場合に限る）の影響に限定される場合は図3として屋内の安全な場所・経路図を作成しましょう。建物内では、屋根が補強されている場所の他、スペースが火口側に面していない場所、不特定多数の利用者等の出入りに適している場所、出入口で滞留しないよう、十分な開口部が確保されている場所、機械設備や電気設備等のある立入禁止区域でない場所に設定しましょう。

○高台・十分な高さがある堅牢な建物
溶岩流、融雪型火山泥流は、火山現象の影響が及ばない高台・十分な高さがある堅牢な建物を緊急退避先としましょう。図4に替えて高台等の場所・高台等までの屋外経路図を作成しましょう。

【解説31】

■実際の対応では、負傷の状況等に応じて、負傷者及びそのグループをその他の退避者と隔離する等、可能な範囲で負傷者等のプライバシー、又は退避者の心理的ストレスに配慮しましょう。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～規制範囲外への避難～

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

⑤規制範囲外への避難

利用者等の、規制範囲外への避難の可否やタイミングにつ[○]市と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は、[○]小学校又は[○]方面とし、規制範囲外への避難には図3の避難経路を用いる。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、[○]市から指示があった場合はこの限りではない。

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

手順	施設のとるべき対応	記入例
① [○] 市との協議	[○] 市と避難の実施の可否やタイミングを協議、必要に応じて、車両の手配、負傷者の救助要請を行う。	
②避難誘導	避難誘導班は、規制範囲外へ緊急退避者を避難誘導する。	
③施設内の残留者確認	統括管理者は、施設内の残留者を確認する。	
④施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外へ避難する。	
⑤避難完了の報告	当施設全体の避難完了について、 [○] 市へ報告する。	

【解説32】

- 災害対応体制として行う規制範囲外への避難を、表11をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。
- 負傷等をして動けない人がいる場合には、速やかに市町村や消防・警察等に対して救助を要請しましょう。

参考1 用語解説

○**規制範囲（再掲）**…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

○**避難経路**…施設若しくは地区から規制範囲外の避難先までの経路を指す。利用者等の安全で円滑な避難誘導を行うため、避難経路について市町村と協議し、あらかじめ定めておく。また定めた避難経路については、経路図を作成しておく。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう！①

作成上の留意事項

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年〇〇月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

【解説33】

■点検・確認時期を確認し、その時期を記載しましょう。

【解説34】

■保有設備・資器材、備蓄物資の品目や数量等を調査した時期を記載しましょう。

表12 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和〇年〇〇月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	ファクス		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器		
	メガホン		
	案内旗		
	ヘルメット		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
	医薬品		
その他	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	ポータブル火山ガス検知器		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
	立入禁止テープ		

記入例

【解説35】

■施設内での保有設備・資器材、備蓄物資を調査の上、設置又は保管場所及び数量等を表12に記載しましょう。

参考1 用語解説

○統括管理者…噴火時等の防災体制において、当該施設の全体を統括する者。施設管理者等が担うことが考えられる。統括管理者となる者が不在の場合や任務につけない場合も考えられるため、第1、第2の代理の者を定めておくことが重要である。また、管理者のみで運営している施設の場合は、情報班や避難誘導班の役割も担うことになる。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう！②

作成上の留意事項

② 建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は下図のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実にに向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

記入例

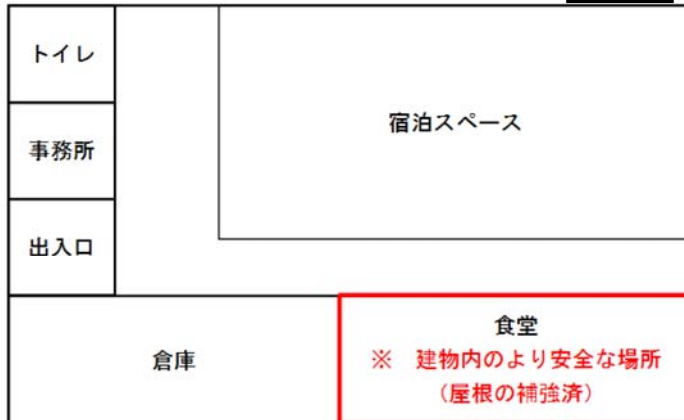


図5 〇〇館内のより安全な場所

【解説36】

■ 下記に該当する建物がある場合には施設の全体又は建物の一部を、噴石等からの緊急退避スペースとしましょう。

○建物

- ・鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物
- ・屋根の補強された退避壕、あずまや等

○退避スペースの選定

図5を参考に、施設の平面図を作図し、諸室やスペースのうち、下記に数多く該当するものを優先的に退避スペースとします。

- ・スペースが火口側に面していないこと（噴石によるガラスの飛散や壁面貫通の可能性が低いこと）
- ・普段から、不特定多数の利用者等の出入りに適していること（レストラン等）。
- ・出入口で滞留しないよう、十分な開口部が確保されていること。
- ・機械設備や電気設備等のある立入禁止区域でないこと。

■ 既存施設を補強することにより、噴石等に対する衝撃耐力をより高めることが可能になります。また、新規で退避壕等を設置する場合にも、兼用施設とすることで費用対効果を高めることができます。

- ・活火山における退避壕等の充実にに向けた手引き（内閣府（防災担当））

退避壕 火山 手引き

検索

参考1 用語解説

○**屋根の補強（再掲）** …「活火山における退避壕等の充実にに向けた手引き」等を参考に、噴石等の飛散物による被害を防止、又は軽減するために建物の屋根を高機能繊維織物等で保護等することをいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

6. 資器材の配備等 …… P66参照

ステップ8 火山防災に関する教育や訓練を計画しよう！

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

（１）当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

表13 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者	記入例
勉強会	毎年〇月	防災対応要員	
情報収集・伝達訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）	
避難誘導訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）	
避難訓練（火山防災協議会主催）	適宜	防災対応要員	
研修会（関係機関主催）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員	

（２）避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、〇〇市に報告する。

（３）当施設における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表14 情報掲示内容等一覧

活用する資料	情報内容	周知方法
平面図（建物内のより安全な場所・経路図）	建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
避難先と避難経路図	施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火警戒レベルのリーフレット （気象庁作成）	規制の範囲や噴火警戒レベルととるべき防災対応	掲示と配布
火山への登山のそなえ（内閣府作成）	噴火時等の心得、行動のしかた	掲示と配布
火山活動解説資料	現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	掲示
〇〇火山防災マップ	火山現象の影響範囲や避難先・避難経路	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	その他、火山防災に関する事項	掲示と配布

（４）日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を〇〇市や〇〇地方気象台に伝達する。連絡先は、表7のとおりである。

既存計画活用例

<避難確保計画の場合>

右図《記載例1》のような水害の避難確保計画上の研修・訓練を、既に施設で運用している場合は、そのまま準用できます。

<消防計画の場合>

右図《記載例2》のような消防計画上の研修・訓練を、既に施設で運用している場合は、本避難計画と文言上の整合を図り、準用してください。

※ 訓練の内容はそれぞれの災害（火山災害、水害、火災等）に見合った訓練を行う必要があります。

8 防災教育及び訓練の実施 《記載例1》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

《記載例2》

（１）教育

- 防火管理者が実施者、実施時期を判断し、実施する。
- 自衛消防隊の編成が常に最新となるように整備を図るとともに、自衛消防隊の育成を行う。

（２）訓練

- 訓練の実施時期は、〇月と〇月とする。
- 訓練時における自衛消防隊員の事故防止を図る。
- 訓練終了後、〇〇市に実施結果を報告する。

作成上の留意事項

【解説37】

■ 防災教育及び訓練計画に係る以下の事項を検討し、表13を参考に記載しましょう。

○研修・訓練の内容

実働型訓練や座学があります。高度な訓練を企画する必要はなく、例えば関係者と緊急退避スペースの確認、避難確保計画の読み合わせ会等は負担なく開催可能です。単独施設での開催が難しい場合は、市町村役場の担当窓口にご相談しましょう。

○頻度

施設の規模、防災体制の規模等から決定します。ハイシーズン等の繁忙期は極力避けましょう。火山単独の訓練が困難な場合、地震や火災を想定した、既存の防災訓練の場を活用する、また火山にも適用可能な取組がないか確認しましょう。

グリーンシーズンとスノーシーズン等、利用者の形態、施設の使用形態に応じて実施頻度を決定しましょう。

○対象者

従業員を基本とし、必要に応じて施設利用者等へ参加を呼びかけましょう。

■ 火山現象への理解を深め、作成した避難確保計画に沿った訓練による検証や計画内容の更新を行いたい場合、国の制度（火山防災エキスパート制度等）を必要に応じて活用しましょう（市町村役場の担当窓口にご相談しましょう）。

【解説38】

■ 利用者等への情報提供・啓発に係る以下の事項に関し表14を参考に記載しましょう。

○情報内容

情報提供・啓発を行うべき事項について記載しましょう。

○活用する資料

市町村に問い合わせ、①に該当する既存資料があればその名称を記載しましょう。

○周知方法

・ 掲示物による情報提供・啓発

目につくところから常時掲げておくことが有効な場合、掲示物が有効です。

・ 配布物による情報提供・啓発

突発的に噴火した時等に移動を伴う避難や自発的な情報収集活動を求める場合、配布物が有効です。

【解説39】

■ 火山活動に関する異変には一例として以下のものがあります。異変等を確認したら、地方気象台や市町村の担当窓口にご相談しましょう。

- ・ 新しい場所での噴気の発生
- ・ 噴気・噴煙の量、においの変化
- ・ 河川や湖沼の水の量、色の変化 等

【既存計画がある場合】

例えば、消防法上の消防計画では「防火管理上必要な教育」、「消火、通報、避難の訓練の定期的な実施」、水防法上の避難確保計画では「防災教育及び訓練の実施」に関する項目の記載が求められています。

参考1 用語解説

○火山防災協議会…警戒地域を区域に含む都道府県及び市町村が設置する、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係